

文教厚生委員会

付託された案件はいずれも提案どおり可決・認定・採択されました

○大川市乳幼児医療費の支給に関する条例が一部改正されました

本案は、3歳以上就学前の乳幼児の生計を維持する者の所得制限は、児童手当法に準拠しており、本年4月の児童手当法の改正に伴い、条例の改正を行うものです。

委員会審査では、所得制限の金額がどう変わるのかとの問いに対し、扶養者が0人の場合、改正前は基本額が非被用者で460万円、被用者または公務員は532万円が、今回の改正でいずれも基本額622万円になる。扶養者が一人増えることに38万円が加わることでした。

○23年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

本会計の決算額は、歳入総額48億2千328万9千125円に対し、歳出総額48億110万415円で、差引残額2千218万8千710円です。

委員会審査では、国保運営協議会でどんな意見が述べられているかとの問いに対し、国保運営協議会は年2回開かれ、例年、医療費増嵩の対策として特定健診の受診率向上、ジェネリック医薬品の推進の意見等をいただいている。メンバーには医者等おられ、特定健診の啓発、重複多受診を減らすことなどについて賛同いただいているとのことでした。

○23年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

本会計の決算額は、歳入総額4億3千15万3千452円に対し歳出総額4億2千882万2千992円で、差引残額133万460円です。

委員会審査では、不納欠損、滞納者にどう対応しているかとの問いに対し、後期高齢者医療保険料の時効は2年であり不納欠損が生じている。滞納については、納付相談にいられて分割納付にするが、新たな賦課はされるので納付者にとっては苦しい環境だと感じる。また、調定額の30%未満の納付者には短期証を発行しており、対象者は52人である。国保は資格証明書を出す、後期高齢者医療では

資格証明書は出していないとのことでした。

○23年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

本会計の決算額は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定を合わせて、歳入総額29億5千642万3千477円に対し、歳出総額29億4千500万5千797円で、差引残額1千141万7千680円です。

委員会審査では、コミセン介護予防事業を今後も続けていくのかとの問いに対し、26年度からコミセンでの事業は廃止し、今後の目標は77か所すべての公民館を中心とした地域での事業を続けていくとのことでした。

○24年度国民健康保険事業特別会計補正予算

今回の補正は、23年度退職者医療療養給付費等交付金及び出産育児一時金補助金の精算に伴う返還金について補正するもので、財源としては繰越金をもって充当し、予算総額を50億4千223万8千円とするものです。

○24年度介護保険事業特別会計補正予算

今回の補正は、介護保険事業勘定に、介護給付費準備基金積立金及び23年度介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金1千246万7千円を補正するもので、財源としては、繰越金等をもって充当し、予算総額を30億4千346万7千円とするものです。

○少人数学級推進並びに義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書採択の請願

委員会では、本請願の願意は妥当なものとして、採択されました。

